

議案第52号

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の170」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の165」を加える。

第2条 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と、「100分の125」とあるのは「100分の165」を「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。